

新旧対照表

○農地転用関係事務指針

新	旧
第1 農地転用について 1・2 略 3 転用許可が不要となる場合（法第4条第1項、則第29条各号、法第5条第1項、則第53条各号） (1)～(5) 略 <u>(6) 市町村が、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合において、当該認定農業者がその農地を当該農業用施設に供する場合（則第29条第4号及び第53条第4号）。</u> (7) 土地改良法に基づく土地改良事業により農地を転用する場合（則第29条<u>第5号</u>及び第53条<u>第5号</u>）。 (8) <u>土地区画整理法に基づく土地区画整理事業若しくは土地区画整理法施行法に基づく土地区画整理の施行により道路、公園等公共施設を建設するため、又はその建設に伴い転用される宅地の代地として</u>転用する場合（則第29条<u>第6号</u>）。 (9) 市町村、一部事務組合等が、土地収用法第3条各号に係る施設（学校、社会福祉施設、病院、庁舎等を除く）の敷地に供するため、その行政区域内の農地を転用する場合（則第29条<u>第7号</u>及び第53条<u>第6号</u>）。なお、あらかじめ許可権者に、事前の相談を行うことが望ましい（農地法関係事務処理要領 第4の6(3)カ参照）。 (10) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社、独立行政法人水資源機構、成田国際空港株式会社等がその業務として、道路・水路・空港等の施設の敷地に供するため農地を転用する場合（則第29条<u>第8号・第9号・第11号</u>及び第53条<u>第7号・第8号・第10号</u>）。 (11) 地方公共団体が文化財保護法第99条第1項の規定による土地の発掘を行うため農地を一時的に<u>転用</u>する場合（則第29条<u>第21号</u>及び第53条<u>第20号</u>） 〔注〕 略 4 略	第1 農地転用について 1・2 略 3 転用許可が不要となる場合（法第4条第1項、則第29条各号、法第5条第1項、則第53条各号） (1)～(5) 略 <u>(新設)</u> (6) 土地改良法に基づく土地改良事業により農地を転用する場合（則第29条<u>第4号</u>及び第53条<u>第4号</u>）。 (7) <u>土地区画整理事業の施行により道路、公園等公共施設を建設するために</u>転用する場合（則第29条<u>第5号</u>）。 (8) 市町村、一部事務組合等が、土地収用法第3条各号に係る施設（学校、社会福祉施設、病院、庁舎等を除く）の敷地に供するため、その行政区域内の農地を転用する場合（則第29条<u>第6号</u>及び第53条<u>第5号</u>）。なお、あらかじめ許可権者に、事前の相談を行うことが望ましい（農地法関係事務処理要領 第4の6(3)カ参照）。 (9) 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社、独立行政法人水資源機構、成田国際空港株式会社等がその業務として、道路・水路・空港等の施設の敷地に供するため農地を転用する場合（則第29条<u>第7号・第8号・第10号</u>及び第53条<u>第6号・第7号・第9号</u>）。 (10) 地方公共団体が文化財保護法第99条第1項の規定による土地の発掘を行うため農地を一時的に<u>農地以外のものにする</u>場合（則第29条<u>第20号</u>及び第53条<u>第19号</u>） 〔注〕 略 4 略

新

旧

第2 農地転用許可について

1 許可申請

(1) 許可申請者

ア 略

イ 法第5条の許可申請者……農地や採草放牧地の所有者等（譲渡人等）と、農地等を転用するために所有権等の権利を取得しようとする者（譲受人等）。

申請は、両者の連名による共同申請となるが、次の場合は、許可を受けようとする者が単独で申請できる（則第10条第1項及び第57条の4第1項）。

①・② 略

③ 民事調停法による調停の成立、家事事件手続法による審判の確定や調停の成立による場合。

また、5条申請において、権利の取得が共有である場合は、各譲受人の持分を記載させるものとする。

[注] 略

(2)・(3) 略

(4) 許可申請書類

ア 略

イ 添付書類（証明書類は、申請前3か月以内のものとする。）

法定添付書類は必須、それ以外の書類については許可権者が必要と判断した場合に添付

① 一般（共通）

書類の内容	書類の種類	備考
略	略	略
7 その他	略	略
	4 農地復元誓約書（様式第21号の2）	一時転用の場合（営農型太陽光発電を目的とした一時転用及び利用状況確認のための一時転用を除く。）
	略	略

② 用途別

第2 農地転用許可について

1 許可申請

(1) 許可申請者

ア 略

イ 法第5条の許可申請者……農地や採草放牧地の所有者等（譲渡人等）と、農地等を転用するために所有権等の権利を取得しようとする者（譲受人等）。

申請は、両者の連名による共同申請となるが、次の場合は、許可を受けようとする者が単独で申請できる（則第10条第1項及び第57条の2第1項）。

①・② 略

③ 民事調停法による調停の成立、家事審判法による審判の確定や調停の成立による場合。

また、5条申請において、権利の取得が共有である場合は、各譲受人の持分を記載させるものとする。

[注] 略

(2)・(3) 略

(4) 許可申請書類

ア 略

イ 添付書類（証明書類は、申請前3か月以内のものとする。）

法定添付書類は必須、それ以外の書類については許可権者が必要と判断した場合に添付

① 一般（共通）

書類の内容	書類の種類	備考
略	略	略
7 その他	略	略
	4 農地復元誓約書（様式第21号の2）	一時転用の場合（利用状況確認のための一時転用を除く。）
	略	略

② 用途別

新				旧					
	書類の内容	書類の種類	備考		書類の内容	書類の種類	備考		
	略	略	略		略	略	略		
10	太陽光発電設備	略	略	10	太陽光発電設備	略	略		
	営農型太陽光発電の場合の追加書類	5	営農型 <u>太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図</u>		営農型太陽光発電の場合の追加書類	5	営農型 <u>発電設備の設計図</u>	ソーラーパネルの枚数や大きさ、支柱の構造・高さ・本数及びパネルの間隔を明記	
		6	営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書			6	下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書	農林水産省が作成・公表している「 <u>営農型発電設備の実務用Q&A</u> 」別紙様式例第3号	
		7	営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み			7	支柱を含む設備の撤去費用の負担者及び概算額がわかる書類	申請者本人からの申出書、関係者間での取決書、撤去費用の見積書及び撤去費用の資金証明等	
		8	営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書					(新設)	(新設)
		9	下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る					(新設)	(新設)

新				旧			
		誓約書					
2 農業委員会の処理（移譲市以外）				2 農業委員会の処理（移譲市以外）			
ア 受付時の確認事項				ア 受付時の確認事項			
申請が到達したときは遅滞なく審査を開始しなければならないことから（行政手続法第7条）、到達した申請は速やかに収受手続を取り、次の①から④について遅滞なく確認する。 <u>（注1）</u>				次の①から④について遅滞なく確認し、受け付けるかどうかを判断する。			
なお、申請書の提出は、申請者本人又は申請者から委任された代理人のみとする。				なお、申請書の提出は、申請者本人又は申請者から委任された代理人のみとする。			
①～④ 略				①～④ 略			
<u>〔注1〕書類の不備等があった際における申請の取下げや申請内容の変更を求める等の行政指導を妨げるものではないので、相手方が行政指導に協力して申請書を自らの意思として持ち帰った場合は、申請の到着には当たらない。</u>				<u>（新設）</u>			
〔注2〕 略				〔注1〕 略			
〔注3〕 略				〔注2〕 略			
〔注4〕 略				〔注3〕 略			
イ～エ 略				イ～エ 略			
3 知事の処理				3 知事の処理			
(1) 農業事務所における処理				(1) 農業事務所における処理			
農業委員会から申請書が送付されたときは、受付簿（様式第66号）に記載し、次により処理するものとする。				農業委員会から申請書が送付されたときは、受付簿（様式第66号）に記載し、次により処理するものとする。			
ア 農業事務所審査分の処理				ア 農業事務所審査分の処理			
① 農業委員会の意見書・添付書類等により申請の内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、許可・不許可相当・却下相当を決定する。				① 農業委員会の意見書・添付書類等により申請の内容を審査し、必要に応じて実地調査や面接調査を行い、許可・不許可相当・却下相当を決定する。			
②～④ 略				②～④ 略			
イ 略				イ 略			
(2) 農地・農村振興課における処理				(2) 農地・農村振興課における処理			
申請書を受け付けたときは、次により処理するものとする。				申請書を受け付けたときは、次により処理するものとする。			
① 農業委員会の意見書・添付書類等により申請の内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、許可・不許可・却下相当を決定する。				① 農業委員会の意見書・添付書類等により申請の内容を審査し、必要に応じて実地調査や面接調査を行い、許可・不許可・却下相当を決定する。			
②～⑤ 略				②～⑤ 略			

新			旧		
主な他法令関係（２ア〔注４〕参照）			主な他法令関係（２ア〔注３〕参照）		
事業の種類	法令名	許認可機関・部署	事業の種類	法令名	許認可機関・部署
開発行為	都市計画法	県 <u>宅地安全課</u> 、県土木事務所、事務処理市	開発行為	都市計画法	県 <u>都市計画課</u> 、県土木事務所、事務処理市
	県宅地開発条例	県 <u>宅地安全課</u> 、県土木事務所		県宅地開発条例	県 <u>都市計画課</u> 、県土木事務所
略	略	略	略	略	略
埋立て行為	略	略	埋立て行為	略	略
<u>特定再生資源屋外保管業</u>	県金属スクラップヤード等規制条例	県ヤード・残土対策課	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	市金属スクラップヤード等規制条例	市町村			
<u>特定盛土等又は土砂の堆積</u>	宅地造成及び特定盛土等規制法	県宅地安全課、県地域振興事務所、政令・中核市	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
土砂等の採取	砂利採取法、県土採取条例、採石法	県産業振興課、県地域振興事務所	土砂等の採取	砂利採取法、県土採取条例、採石法	県産業振興課、県地域振興事務所
略	略	略	略	略	略
4 農地転用許可基準 (1) 略 (2) 立地基準 ア 農地の区分 <概要>・<農地区分の判定の順序> 略 <農地区分ごとの該当要件> ① 略 ② 第１種農地 ① 略 ② 土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地（令第５条第２号及び第１２条第２号） (ア) 略 (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。（則第４０条第２号） a～c 略 d 株式会社日本政策金融公庫 <u>や沖縄振興開発金融公庫</u> から資金の貸付けを受けて行う事業（cに掲げる事業を除く。）			4 農地転用許可基準 (1) 略 (2) 立地基準 ア 農地の区分 <概要>・<農地区分の判定の順序> 略 <農地区分ごとの該当要件> ① 略 ② 第１種農地 ① 略 ② 土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地（令第５条第２号及び第１２条第２号） (ア) 略 (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。（則第４０条第２号） a～c 略 d 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業（cに掲げる事業を除く。）		

新	旧
③ 甲種農地 ① 略 ② 特定土地改良事業等の施行区域内にある農地のうち、工事完了の翌年度から起算して8年を経過していないもの（施行中のものも含む）。この場合の特定土地改良事業等は、農地開発や農地改良に係るいわゆる面的整備事業で次の（ア）（イ）に適合するものに限られる。（令第6条第2号及び第13条第2号） （ア） 略 （イ） 次のいずれかに該当する事業であること。（則第42条第2号） a・b 略 なお、市街化調整区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化を抑制すべき地域として定められたものであり、そこにおける優良農地は極力保存しなければならないことから、甲種農地に該当する農地は、第3種農地又は第2種農地の要件に該当する場合であっても、甲種農地として扱うこととされている。（法第4条第6項第1号口括弧書及び第5条第2項第1号口括弧書） ④ 略 ⑤ 第2種農地 （a） 農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、次に掲げる区域内にあるもの。（法第4条第6項第1号口(2)及び第5条第2項第1号口(2)） ① 道路、下水道等の公共施設や鉄道駅等の公益的施設の整備の状況からみて、第3種農地の場合における公共施設等の整備状況と同程度となることが見込まれる区域として次に掲げるもの（令第8条第1号） （ア）・（イ） 略 ② 略 （b） 略 イ 農地の区分に応じた許可基準 ① 略 ② 第1種農地	③ 甲種農地 ① 略 ② 特定土地改良事業等の施行区域内にある農地のうち、工事完了の翌年度から起算して8年を経過していないもの（施行中のものも含む）。この場合の特定土地改良事業等は、農地開発や農地改良に係るいわゆる面的整備事業で次の（ア）（イ）に適合するものに限られる。（令第6条第2号及び第13条第2号） （ア） 略 （イ） 次のいずれかに該当する事業であること。（則第42条第2号） a・b 略 なお、市街化調整区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化を抑制すべき地域として定められたものであり、そこにおける優良農地は極力保存しなければならないことから、甲種農地に該当する農地は、第3種農地又は第2種農地の要件に該当する場合であっても、甲種農地として扱うこととされている。（法第4条第6項第1号口括弧書） ④ 略 ⑤ 第2種農地 （a） 農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、次に掲げる区域内にあるもの。（法第4条第6項第1号口(2)及び第5条第2項第1号口(2)） ① 道路、下水道等の公共施設や鉄道駅等の公益的施設の整備の状況からみて、第3種農地の場合における公共施設等の整備状況と同程度となることが見込まれる区域として次に掲げるもの（令第8条） （ア）・（イ） 略 ② 略 （b） 略 イ 農地の区分に応じた許可基準 ① 略 ② 第1種農地

新	旧																
①～⑤ 略 ⑥ 隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ、開発面積に占める第1種農地、甲種農地の割合が次のいずれの基準をも満たしている場合。（令第4条第1項第2号ニ及び第11条第1項第2号ニ、則第36条及び第54条） （ア）・（イ） 略 ⑦ 公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われる場合。（令第4条第1項第2号ホ及び第11条第1項第2号ホ） （ア）～（シ） 略 （ス） <u>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて行われる再生可能エネルギー発電設備の整備で、一定の要件に該当するもの（則第37条第14号）</u> （セ） <u>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づいて行われる、定住等及び地域間交流の促進に資する、農用地の管理等に関する事業（則第37条第15号）</u> ⑧ 略 ⑨ 市町村農業振興地域整備計画や、同計画に沿って農地の効率利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って施設整備を行う場合（令第4条第1項第2号へ(6)及び第11条第1項第2号本文、則第38条及び第39条）	①～⑤ 略 ⑥ 隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ、開発面積に占める第1種農地、甲種農地の割合が次のいずれの基準をも満たしている場合。（令第4条第1項第2号ニ及び第11条第1項第2号ニ、則第36条） （ア）・（イ） 略 ⑦ 公益性が高いと認められる事業で、次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われる場合。（令第4条第1項第2号ホ及び第11条第1項第2号ホ） （ア）～（シ） 略 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ⑧ 略 ⑨ 市町村農業振興地域整備計画や、同計画に沿って農地の効率利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って施設整備を行う場合（令第4条第1項第2号へ(5)及び第11条第1項第2号本文、則第38条及び第39条）																
③ 甲種農地 <table border="1"> <tr> <th>第1種農地の例外許可事由</th><th>甲種農地の例外許可事由</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2④〔市街地での設置が困難・不適当な施設〕</td><td></td></tr> <tr> <td>2⑥（ア）～（オ）〔調査研究、資源採取、養殖用施設、国県道の沿道等に設置される流通業務施設等、1／2を超えない既存施設の拡張〕</td><td>左に同じ（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第1号から第5号まで）</td></tr> </table>	第1種農地の例外許可事由	甲種農地の例外許可事由	略	略	2④〔市街地での設置が困難・不適当な施設〕		2⑥（ア）～（オ）〔調査研究、資源採取、養殖用施設、国県道の沿道等に設置される流通業務施設等、1／2を超えない既存施設の拡張〕	左に同じ（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第1号から第5号まで）	③ 甲種農地 <table border="1"> <tr> <th>第1種農地の例外許可事由</th><th>甲種農地の例外許可事由</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>2④〔市街地での設置が困難・不適当な施設〕</td><td></td></tr> <tr> <td>2⑥（ア）～（オ）〔調査研究、資源採取、養殖用施設、国県道の沿道等に設置される流通業務施設等、1／2を超えない既存施設の拡張〕</td><td>左に同じ（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第6号括弧書）</td></tr> </table>	第1種農地の例外許可事由	甲種農地の例外許可事由	略	略	2④〔市街地での設置が困難・不適当な施設〕		2⑥（ア）～（オ）〔調査研究、資源採取、養殖用施設、国県道の沿道等に設置される流通業務施設等、1／2を超えない既存施設の拡張〕	左に同じ（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第6号括弧書）
第1種農地の例外許可事由	甲種農地の例外許可事由																
略	略																
2④〔市街地での設置が困難・不適当な施設〕																	
2⑥（ア）～（オ）〔調査研究、資源採取、養殖用施設、国県道の沿道等に設置される流通業務施設等、1／2を超えない既存施設の拡張〕	左に同じ（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第1号から第5号まで）																
第1種農地の例外許可事由	甲種農地の例外許可事由																
略	略																
2④〔市街地での設置が困難・不適当な施設〕																	
2⑥（ア）～（オ）〔調査研究、資源採取、養殖用施設、国県道の沿道等に設置される流通業務施設等、1／2を超えない既存施設の拡張〕	左に同じ（令第4条第1項第2号ハ及び第11条第1項第2号ハ、則第35条第6号括弧書）																

新		旧	
2㊸(カ)〔第1種農地で転用可能な事業に不可欠な通路等〕		2㊸(カ)〔第1種農地で転用可能な事業に不可欠な通路等〕	
2㊹〔開発面積に占める第1種農地の割合が1／3以下、甲種農地の割合が1／5以下〕	左に同じ(令第4条第1項第2号ニ及び第11条第1項第2号ニ、則第36条及び54条)	2㊹〔開発面積に占める第1種農地の割合が1／3以下、甲種農地の割合が1／5以下〕	左に同じ(令第4条第1項第2号ニ及び第11条第1項第2号ニ、則第36条)
2㊺(イ)(エ)(オ)、(ク)～(コ)〔森林造成、災害応急措置、土地改良非農用地、集落施設整備、優良田園住宅建設、土壌汚染に伴う農地転用〕	左に同じ(令第4条第1項第2号ホ及び第11条第1項第2号ホ、則第37条)	2㊺(イ)(エ)(オ)、(ク)～(コ)〔森林造成、災害応急措置、土地改良非農用地、集落施設整備、優良田園住宅建設、土壌汚染に伴う農地転用〕	左に同じ(令第4条第1項第2号ホ及び第11条第1項第2号ホ、則第37条)
2㊻(ア)(ウ)(カ)(キ)、(サ)～(セ)〔収用対象事業、急傾斜地崩壊防止工事、工場立地法による工場設置、中小機構による工場用地造成等〕		2㊻(ア)(ウ)(カ)(キ)〔収用対象事業、急傾斜地崩壊防止工事、工場立地法による工場設置、中小機構による工場用地造成〕	
2㊼〔地域整備法に基づく開発計画に係る農地転用〕	左に同じ(令第4条第1項第2号へ(1)～(5)及び第11条第1項第2号本文)	2㊼〔地域整備法に基づく開発計画に係る農地転用〕	左に同じ(令第4条第1項第2号へ(1)～(5)及び第11条第1項第2号本文)
2㊽〔市町村の農地効率化計画に基づく施設整備〕	左に同じ(令第4条第1項第2号へ(6)及び第11条第1項第2号本文、則第38条及び第39条)	2㊽〔市町村の農地効率化計画に基づく施設整備〕	左に同じ(令第4条第1項第2号へ(5)及び第11条第1項第2号本文、則第38条及び第39条)
④・⑤ 略		④・⑤ 略	
(3) 一般基準		(3) 一般基準	
審査事項		審査事項	
ア・イ 略		ア・イ 略	
ウ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保への支障		ウ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保への支障	
① 農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があつてから同条第8項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると		① 農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があつてから同条第8項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると	

新			旧		
	認められる場合（則第47条の3第1号及び第57条の3第1号） ② 地域計画に係る農地を農地以外のものにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第2号及び第57条の3第2号） <u>〔注〕農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定により地域計画の変更公告をするまでは、当該農地に係る農地転用の許可申請をすることはできない（農地転用許可に係る事前相談を受けることは可能）。</u> ③ 農用地区域を定めるための農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項の規定による公告があつてから同法第12条第1項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（則第47条の3第3号及び第57条の3第3号） エ 一時転用（農地造成の場合は、5参照） ① 略 ② 事業の完了後にその土地が農地（採草放牧地の場合は採草放牧地）に復元され、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。（法第4条第6項第6号及び第5条第2項第7号）	農地復元誓約書（営農型太陽光発電を目的とした一時転用の場合を除く）、転用許可後の		認められる場合（則第47条の3第1号） ② 地域計画に係る農地を農地以外のものにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第2号） ③ 農用地区域を定めるための農業振興地域の整備に関する法律第11条第1項の規定による公告があつてから同法第12条第1項（同法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地（農用地区域として定める区域内にあるものに限る。）を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（則第47条の3第3号） エ 一時転用（農地造成の場合は、5参照） ① 略 ② 事業の完了後にその土地が農地（採草放牧地の場合は採草放牧地）に復元され、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。（法第4条第6項第6号及び第5条第2項第6号）	農地復元誓約書、転用許可後の工事進捗状況報告について、事業経歴書等

新			旧		
	③ 一時転用を行うために所有権を取得しようとする場合。（法第5条第2項第<u>6</u>号） ④ 略 オ～キ 略	工事進捗状況報告について、事業経歴書等 略		③ 一時転用を行うために所有権を取得しようとする場合。（法第5条第2項第<u>5</u>号） ④ 略 オ～キ 略	略
(4) 転用目的別の許可基準 略			(4) 転用目的別の許可基準 略		
5・6 略			5・6 略		
7 土地区画整理事業の施行に伴う農地転用の取扱い			7 土地区画整理事業の施行に伴う農地転用の取扱い		
(1) 土地区画整理事業と農地転用			(1) 土地区画整理事業と農地転用		
土地区画整理事業の施行により農地に区画形質の変更（切土、盛土等）を加える場合には、農地転用の許可が必要であるが、以下に該当する場合は許可が不要とされている。			土地区画整理事業の施行により農地に区画形質の変更（切土、盛土等）を加える場合には、農地転用の許可が必要であるが、以下に該当する場合は許可が不要とされている。		
ア 略			ア 略		
イ <u>土地区画整理法に基づく土地区画整理事業若しくは土地区画整理法施行法に基づく土地区画整理の施行により道路、公園等公共施設を建設するため、又はその建設に伴い転用される宅地の代地として転用する場合（則第29条第<u>6</u>号）</u>			イ <u>土地区画整理事業の施行により道路、公園等の公共施設を建設するため転用する場合（則第29条第<u>5</u>号）</u>		
ウ 市町村、独立行政法人都市再生機構等が市街化区域内にある農地を転用する場合（則第29条第 <u>15</u> 号及び第53条第 <u>13</u> 号）			ウ 市町村、独立行政法人都市再生機構等が市街化区域内にある農地を転用する場合（則第29条第 <u>14</u> 号、則第53条第 <u>12</u> 号）		
エ 略			エ 略		
(2)～(4) 略			(2)～(4) 略		
8 太陽光発電設備の設置に係る農地転用の取扱い			8 太陽光発電設備の設置に係る農地転用の取扱い		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 営農型太陽光発電の取扱い			(3) 営農型太陽光発電の取扱い		
営農型太陽光発電については、一時転用扱いとし、 <u>「営農型太陽光発電ガイドライン」</u> 及び農林水産省が作成・公表している「営農型太陽光発電の実務用Q&A」に基づいて審査等を行うものとする。			営農型太陽光発電については、一時転用扱いとし、 <u>平成30年5月15日付け農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（30農振第78号）</u> 及び農林水産省が作成・公表している「営農型発電設備の実務用Q&A」に基づいて審査等を行うものとする。		
<u>なお、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」附則第3項及び第4項の規定により、経過措置が設けられていることについて留意すること。</u>					

新	旧
9～11 略 12 転用許可後の転用事業の促進措置 (1) 工事の進捗状況の把握及び完了の報告 許可を受けた者は、許可後3か月目、及び、その後1年ごとに工事が完了するまでの間、工事の進捗状況<u>を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告する</u>必要がある。(許可条件)。 (2)～(4) 略 第3～8 略 第9 農地の違反転用の処理 1～3 略 4 その他 違反転用者が前記3の(4)による法第51条の規定による処分に従わない場合には、次の手続により強制的な原状回復等を行うことによって、違反状態の解消に努め、農地法の厳正な励行を期するものとする。 <u>(1) 公表</u> <u>法第51条の規定による原状回復等の措置に従わない場合、その旨及び当該命令に係る土地の地番等を公表する(法第51条第3項)。</u> <u>(2) 行政代執行</u> 行政代執行法の手続により、法第51条の規定による<u>原状回復等の措置</u>の内容を違反転用者に代わって実現し、その費用は違反転用者から取立てを行う<u>(法第51条第4項から第6項まで)</u>。 <u>(3) 告発</u> <u>違反転用処理フロー</u> 略 第10・第11 略	9～11 略 12 転用許可後の転用事業の促進措置 (1) 工事の進捗状況の把握及び完了の報告 許可を受けた者は、許可後3か月目、及び、その後1年ごとに工事が完了するまでの間、工事の進捗状況<u>の報告を行う</u>必要がある(許可条件)。 (2)～(4) 略 第3～8 略 第9 農地の違反転用の処理 1～3 略 4 その他 違反転用者が前記3の(4)による法第51条の規定による処分に従わない場合には、次の手続により強制的な原状回復等を行うことによって、違反状態の解消に努め、農地法の厳正な励行を期するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(1) 行政代執行</u> 行政代執行法の手続により、法第51条の規定による<u>処分</u>の内容を違反転用者に代わって実現し、その費用は違反転用者から取立てを行う。 <u>(2) 告発</u> <u>違反転用処理フロー</u> 略 第10・第11 略